

災害援護資金の概要

○根拠条例 小矢部市災害弔慰金の支給等に関する条例

- 1 実施主体 小矢部市
- 2 対象災害 富山県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- 3 受給者 2により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- 4 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失	150万円 } 150万円 } 250万円 170(250)万円 } 250(350)万円 } 350万円 }	} 270(350)万円 } } 350万円
--	---	---------------------------

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額

5 所得制限

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

※ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

- 6 利率 連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間は無利子）
- 7 据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）
- 8 償還期間 10年（据置期間を含む）
- 9 償還方法 年賦、半年賦又は月賦償還。元利均等償還（繰上げ償還可）